

エネルギー・環境 WG 今後の議論の進め方（メモ）

2013 年 3 月 15 日

座長：安念潤司

1. 自然公園における地熱発電の開発可能地域のゾーニング

「切り口」の〈エネルギーの安定供給〉および〈エネルギーの地産地消〉に関連。「項目」7.

開発禁止地域があらかじめ決められてしまうことになりはしないか、という危惧あり。むしろ、開発促進区域のようなものを定めて、そこでは国・自治体が環境調査を実施する、といった態勢が望ましいのではないか。

2. 変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置

3. 慣行水利権に従属する小水力発電の普及促進

2. および 3. は「切り口」の〈エネルギーの安定供給〉および〈エネルギーの地産地消〉に関連。「項目」13、14、23。

いずれも費用負担が実質的な問題点か。4. とともに、広い意味では、再生可能エネルギー普及展開にかかわる保安規制の見直し・合理化の一環として取り組むことができる。

◎ 4. 再生可能エネルギー発電設備に係る電気保安規制の合理化（バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者選任範囲の見直しを含む）

「項目」12：媒体が不活性ガスで、かつ、出力 300 kW 未満のバイナリ発電設備については、大気圧以上・100℃以上の熱水・上記を使用するものについてもボイラー・タービン主任技術者の選任・工事計画届出・熔接事業者検査・定期事業者検査を不要とすべきである。

◎ 5. 次世代自動車等の普及を加速するための環境整備

「切り口」の〈エコカーの普及〉に関連。「項目」52、62～64、71～78。

水素ステーションなどのハードの施設はもちろんのこと、道路交通法規（現行法では、例えば、自動操縦自動車の類は想定されていない）、電気事業法（電気自動車が発電した電気を家庭で災害時用などに利用すると、一般用電気工作物として電気事業法の規制がかかる可能性がある）、電波法（ワイヤレス充電〔無線給電〕では無線が使われる。現在世界で標準化競争が激化。長野市内の循環バス「ぐるりん」で実用化されている）のような、いわばソフト・インフラも含めて考えてはどうか。

6. グリーン料金メニューに係る温対法上の CO₂ 排出係数の見直し

◎ 7. プラスチック製容器包装のリサイクル入札制度の適正化

市町村等が実施するプラスチック製容器包装の入札制度では、「ケミカルリサイクル業者」に比して処理費用の高い「材料リサイクル業者」に 50%の優先枠が設定されており、結果として社会コストの増大、リサイクル率の低下を招いている。（国際的にみて）合理的な制度であるか、検証が必要。

8. PCB 含有絶縁油にかかる処理対象基準

現在、国内では、PCB 含有絶縁油にかかる処理対象基準が「0.5ppm 超」に設定され、適正に処理できる事業者や処理場も限定されている。結果として、今後、膨大な処理費用（6,000 億円との試算）の発生が見込まれている。この処理基準に関し、欧米の先進諸国においては「50ppm 超」と設定されているところであり、検証が必要。

9. 廃棄物の該当性判断基準の合理化

廃棄物の該当性判断については、「物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思」をもって総合的に判断する（環境省課長通達）こととなっているが、排出者から需要家までの間の輸送コスト（排出者負担コスト）が物の販売価格を上回る場合には、その一要件（取引価値の有無）のみをもって「廃棄物」と判断する自治体もあり、副産物の有効利用が阻害されている。課長通達に則した運用の徹底が必要。

10. 一括高圧受電マンション

一括高圧受電マンションに係る設備譲渡ルールの整備・設備点検頻度の緩和要件の明確化は、従来取り組んできたところであり（「項目」49～51）、地味で技術的なイシューではあるが、節電ビジネスの展開には欠かせない要件である。

11. 電気保安規制の運用合理化

12. 農地転用規制の見直し（再エネとの関連で）

13. 冷凍空調機器への新冷媒（HFC32 等）の使用基準の整備（高圧ガス保安法の関係）

14. 特定供給の要件緩和

15. 天然ガスパイプライン整備を促進するための規制等の見直し（農地法、河川法、道路法、等）

注1：◎は、当 WG の 6 月までの重要検討項目（3 月 6 日の本会議で諒解済み）

注2：「項目」とは、規制・制度改革検討項目一覧（グリーン WG 関係）をいう。

注3：「切り口」とは、第 2 回本会議で事務局から示された「議論の切り口」をいう。

（再掲）

〈エネルギーの安定供給〉【1～5】

- ・原子力への依存度の低下が求められる中、再生可能エネルギーの発電コストの引き下げや高効率石炭火力発電の活用推進を行う観点
- ・エネルギーの安定供給を前提に電力市場の適正な競争環境を整備する観点

〈エネルギーの地産地消〉【6～8】

・地域における各主体（地方自治体・NPO 法人等）の創意工夫による地域内発型の発電事業や再生可能エネルギーの地産地消を行える環境整備を図る観点

〈グリーン料金メニューの提供〉【9】

・国民一人一人が主体的にエネルギーの電源種別を選択できるよう、電気事業者による CO₂ 排出係数ゼロの「グリーン料金メニュー」の提供を容易化する観点

〈エコカーの普及〉【10】

・我が国が強みを持つエコカーの世界最速普及を図り、省エネ社会の実現とエコカー分野におけるグローバルスタンダードを獲得する観点

〈分散型電源の普及〉【11】

・電力需給ひっ迫時のピークカット対策や、系統電力を使用できない場合の BCP（事業継続計画）策定・運用に資する自立・分散型電源の普及を拡大する観点